

御嵩町生活排水対策推進計画

(可児川流域)

第3次改訂版 (案)

令和6年3月

目次

第1章 計画策定の背景	・・・・・・・・	1
第2章 生活排水対策の推進に関する基本的整理	・・・・・・・・	2
2-1 生活排水対策推進計画策定地域の概要	・・・・・・・・	2
2-2 生活排水処理施設整備状況	・・・・・・・・	9
2-3 水質の現況及び動向	・・・・・・・・	12
第3章 生活排水対策推進計画の目標	・・・・・・・・	20
3-1 前計画目標数値等の達成状況	・・・・・・・・	20
3-2 生活排水対策の基本理念	・・・・・・・・	20
3-3 生活排水対策の基本方針	・・・・・・・・	21
3-4 計画の目標	・・・・・・・・	21
3-5 計画の達成年次	・・・・・・・・	21
第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項	・・・・・・・・	22
4-1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針	・・・・・・・・	22
4-2 下水道を整備する区域及び整備計画	・・・・・・・・	22
4-3 合併処理浄化槽を整備する区域	・・・・・・・・	22
4-4 施設整備による水質改善効果	・・・・・・・・	23
第5章 生活排水対策に係る啓発に関する事項	・・・・・・・・	24
5-1 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針	・・・・・・・・	24
第6章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項	・・・・・・・・	24
6-1 関係部局間の連携に関すること	・・・・・・・・	24
6-2 関係市町村の連携に関すること	・・・・・・・・	24
6-3 関係する他の計画との調整に関すること	・・・・・・・・	24

第1章 計画策定の背景

平成6年に本町を含む可児川流域の1町2市（御嵩町、可児市、多治見市）が水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」の指定を受けました。この指定を受け本町では、生活排水対策の実施を推進するための計画（「生活排水対策推進計画」）を平成6年度に策定しました。その後、一部計画内容を見直した改訂版を発行し、現在まで総合的・体系的な生活排水対策を推進してきました。

計画策定から現在まで約30年が過ぎ、計画目標年度である令和5年度を迎えました。

この間、公共下水道や合併処理浄化槽の普及、町民の水環境に対する意識向上などにより、可児川の水質は年々改善されてきています。

いのちの源であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれる「水」。この自然の恵みである「水」を現状以上の状態で次世代に引き継いでいくことは私たちの使命です。そのためには、この水質改善傾向を今後も遵守していく必要があります。そこで計画目標年度を新たに令和15年度に設定し、引き続き生活排水対策を推進していきます。

本計画書は、前計画策定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、今後の生活排水対策の指針となり得るように改訂したものです。

第2章 生活排水対策の推進に関する基本的整理

2-1 生活排水対策推進計画策定地域の概要

(1) 自然的条件

ア 位置と地勢

本町は、岐阜県の中南西部に位置し、北は加茂郡八百津町に接し、東は瑞浪市に、西は可児市に、南は可児市及び土岐市に隣接しています。東西に12.4km、南北に8.9kmで面積は56.69km²です。

本町の中央を可児川が東西に貫流し、これに沿って走る国道21号沿いに市街地が発達しています。これを取り囲むように農地、さらに町の北部、南部を東西に連なる山林丘陵地が取り囲んでいる。平坦地の標高は100～160mであり、町の最高部で465m、最低部で97mとなっています。



イ 河川の概要

本町の河川は南部を東西に貫流する可児川流域と東北部丘陵地帯の直接木曾川に流入する流域に大別され、木曾川・可児川を含み8つの1級河川があり、河川改修が進められています。(資料1)

資料1 町内の一級河川

河川の名称	河川の流路延長 (町内分 m)	備考
木曾川	1,620	一級河川
可児川	14,280	〃
津橋川	3,500	〃
比衣川	2,500	〃
切木川	2,500	〃
真名田川	1,870	〃
平芝川	1,510	〃
唐沢川	1,500	一級河川(砂防河川)

資料 : 可茂土木事務所・建設課

資料2 主な河川の位置



ウ 気象条件

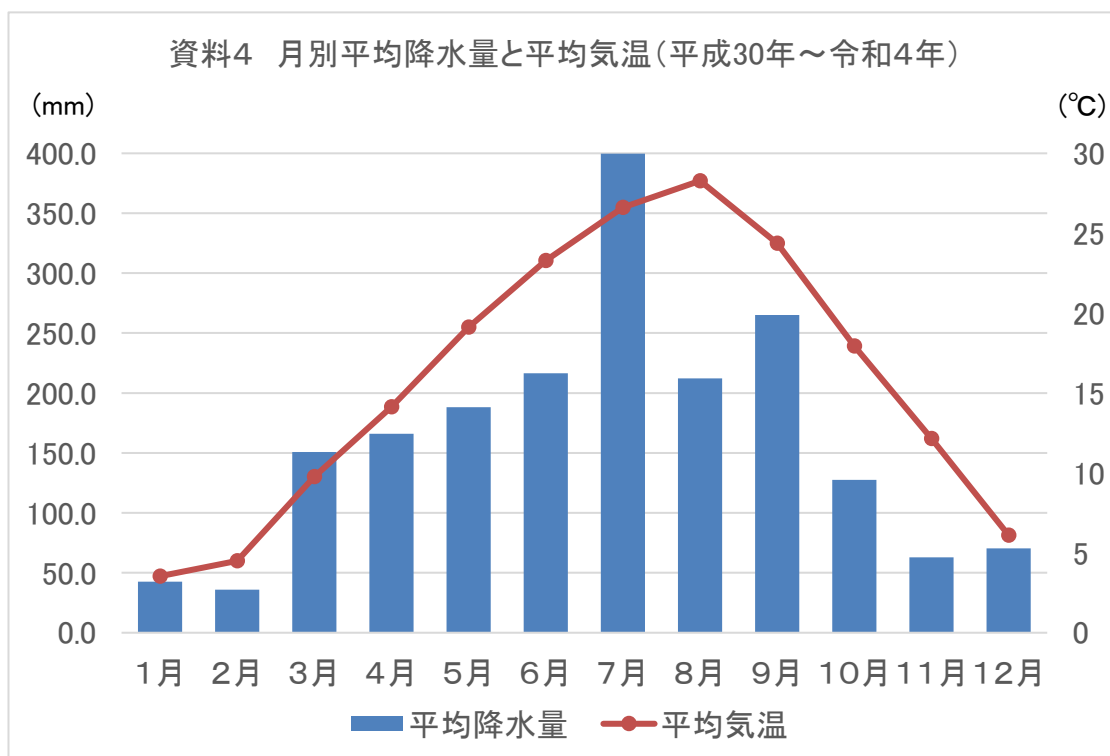
本町の気候は内陸性気候区に属し、雨は少ないが、夏と冬、昼と夜の気温の差が大きいのが特徴です。比較的、積雪も少なく、年間を通して穏やかな過ごしやすい所です。

令和4年の年平均気温は約16℃、年間降水量は約1,874mmとなっています(町内での観測値がないため、気象庁のアメダス(自動気象観測システム)のデータ(美濃加茂市)での観測結果を掲載)。また、平成30年～令和4年の月別平均降水量と平均気温の平均値は資料4のとおりです。

資料3 気象の概要

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均気温(℃)	15.9	15.9	17.9	15.8	15.7
降水量(mm)	1,948.0	1,643.5	1,850.5	2,266.0	1,874.0

資料 : 気象庁アメダス

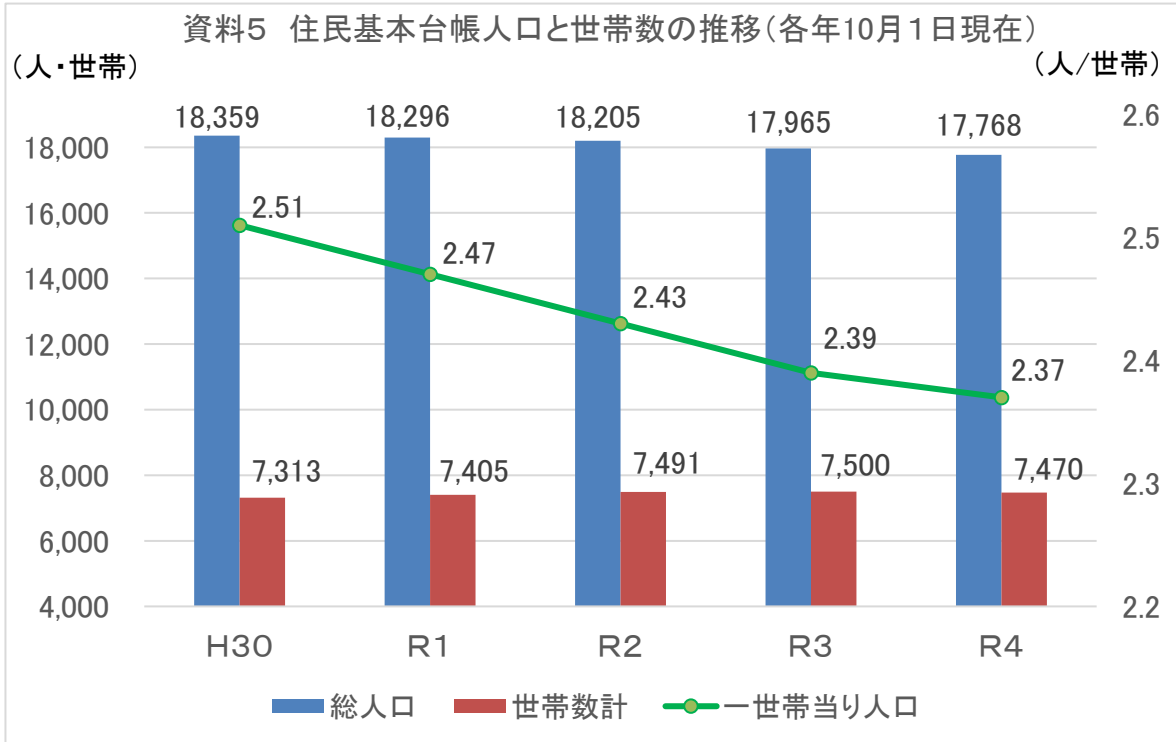


(2) 社会的条件

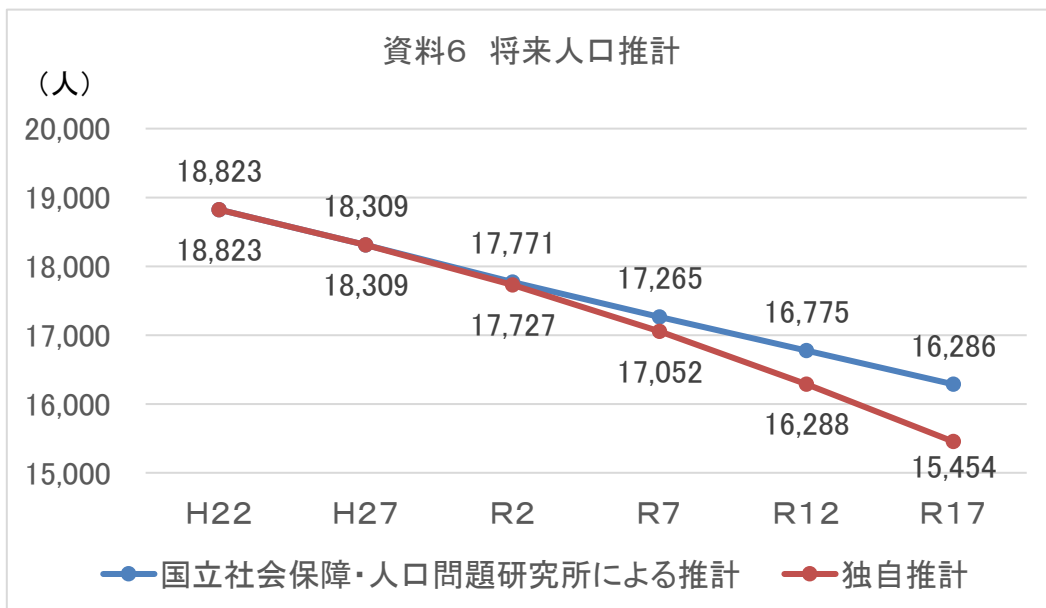
ア 人口・世帯数の動向

本町の令和4年10月1日現在の人口は17,768人で、近年減少傾向が続いています。今後は大規模な住宅開発等の見込みもないことから、急激な人口の増加は考えにくいですが、人口の減少に対して世帯数が増加傾向にあることから、核家族化の傾向が強まっていくことが想定されます。(資料5)

将来人口推計をみると、令和17年の人口は約15,454人と推計され、減少傾向は進むと予測されます。(資料6)



資料 : 住民環境課



資料 : 御嵩町人口ビジョン

イ 産業の動向

本町の令和3年度の産業別の事業所数及び従業者数（経済センサスー活動調査の確報結果ではありません。）は、D製造業及びE建設業の割合が減少し、サービス業（G～R）の割合が増加する傾向が見られます。全産業では、事業所数は減少していますが、従業者数は増加しています。（資料7）

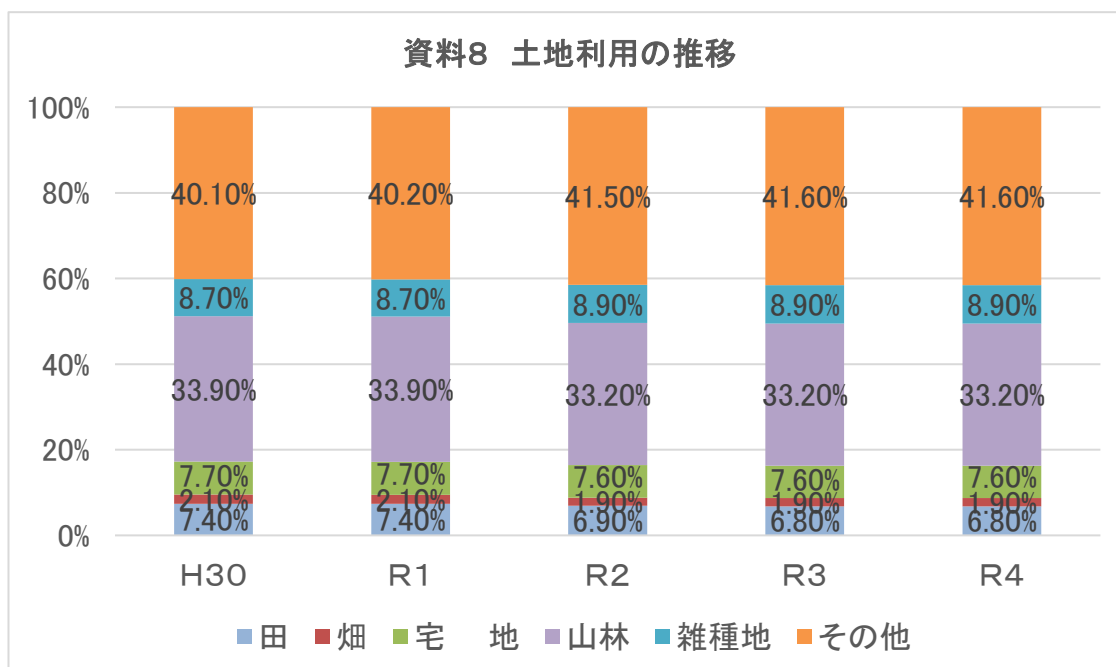
資料7 経済センサス活動センサスー活動調査結果				
産業の分類	平成28年度		令和3年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～R 全産業	626	7,214	620	7,707
A～B 農林漁業	1	2	4	53
C 鉱業・採石業・砂利採取業	1	1	1	1
D 建設業	83	433	77	437
E 製造業	95	3,609	87	3,583
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
G 情報通信業	0	0	0	0
H 運輸業・郵便業	8	128	9	154
I 卸売業・小売業	156	1,057	145	1,282
J 金融業・保険業	7	41	12	85
K 不動産業・物品賃貸業	16	32	17	43
L 学術研究・専門・技術サービス業	14	32	15	34
M 宿泊業・飲食サービス業	61	336	64	377
N 生活関連サービス業・娯楽業	72	618	68	555
O 教育・学習支援業	22	51	16	52
P 医療・福祉	43	652	53	802
Q 複合サービス事業	7	62	4	20
R サービス業（他に分類されないもの）	40	160	48	229

資料1 : 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>を加工して作成

資料2 : 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>を加工して作成

ウ 土地利用

本町の令和4年度の土地利用割合は、山林が33.20%と最も高く、次いで、雑種地が8.90%、宅地が7.60%、田が6.80%、畑1.90%となっています。(資料8)



資料：税務課

エ 水利用状況

資料9 水道の現況(御嵩町)

計画給水人口	(人)	18,281
現在給水人口	(人)	16,792
普及率	(%)	99.6
一日平均給水量	(m ³ /日)	5,899
一日最大給水量	(m ³ /日)	6,499

資料：令和3年度岐阜県における水道の概況

資料10 水道給水量及び給水人口(御嵩町)

	給水人口 (人)	給水量 (千m ³ /年)	日最大 給水量 (m ³ /日)	1人1日 最大給水量 (ℓ/日・人)	有効水量 (千m ³ /年)
令和1年度	17,273	2,264	7,001	405	1,955
令和2年度	17,045	2,261	7,285	427	2,041
令和3年度	16,792	2,153	6,499	405	1,912

資料：岐阜県における水道の概況(令和1年度、2年度、3年度)

オ 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率

水洗化人口は減少していますが、これは計画処理区域内人口が減少していくことによるものです。

生活排水処理施設の整備により、汲み取り人口が年々減少していくことにより、水洗化率及び生活排水処理率は年々向上しています。(資料11)

資料11 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率の推移

	H26	H28	H30	R2	R4
計画処理区域内人口	18,856	18,857	18,283	18,058	17,694
水洗化人口	14,955	14,968	15,558	15,501	15,164
生活排水処理人口	13,786	13,847	14,361	14,379	14,121
流域関連公共下水道人口	10,433	10,452	10,745	10,939	10,939
合併処理浄化槽人口	3,353	3,395	3,616	3,440	3,182
単独処理浄化槽人口	1,169	1,121	1,197	1,112	1,043
非水洗化人口	3,901	3,589	2,725	2,556	2,530
汲み取り人口	3,901	3,589	2,725	2,556	2,530
水洗化率(※1)	79.3%	80.7%	85.1%	85.8%	85.7%
生活排水処理率(※2)	73.1%	74.6%	78.5%	79.6%	79.8%

注1)生活排水処理率とは、下水道人口及び合併処理浄化槽人口など、し尿と生活雑排水の両方を衛生的に処理している人口の計画処理区域内人口に対する比率です。

$$\text{※1水洗化率} = \frac{\text{水洗化人口}}{\text{計画処理区域内人口}}$$

$$\text{※2生活排水処理率} = \frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}}$$

資料 : 上下水道課

2-2 生活排水処理施設整備状況

(1) 汚水処理施設整備構想

平成5年度に汚水処理施設整備構想を策定後、社会情勢や都市計画等に変化があり、下水道整備の早期既成を目指し、より効率的かつ経済的に事業を継続して行くため、現状で家屋の立地が無く今後も整備が見込まれない地区や費用比較検討のうえ浄化槽整備を有効となる家屋を下水道区域から除外（下水道整備から浄化槽へ転換）するなどの下水道区域の見直し（935ha→838ha）が、平成28年度に行われました。

また、本町の大部分（93.1%）を下水道により一体的に集合処理することが望ましいという結論になり、町の財政力等を鑑みた上で中間目標である令和7年度に汚水処理人口普及率を94.8%とする目標を設定しました。

（資料12）

資料12 汚水処理施設整備計画

区分	H26(基準年度)	R7(中間目標)	R17(長期目標)
整備(供用開始)面積 (ha)	540.03	675.85	838.00
行政人口 (人)	18,856	17,672	16,021
下水道人口	12,523	14,914	14,916
合併処理浄化槽人口	2,966	1,833	1,105
汚水未処理人口	3,337	925	0
汚水処理人口 (人)	15,519	16,747	16,021
汚水処理普及率(※1)(%)	82.3	94.8	100.0

$$\text{※1汚水処理普及率} = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{行政人口}}$$

資料：上下水道課

(2) 流域関連公共下水道全体計画

本町は、4市6町（岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町）を対象とした木曾川右岸流域下水道区域に位置付けられ、平成2年に流域関連公共下水道全体計画を策定し、事業に着手した。その後、幾度かの計画の見直し及び事業計画変更を経て、事業の進歩に努めてきました。

平成28年度に見直された汚水処理施設整備構想に整合を図るとともに、現在の最新状況・動向から将来の見通しを再設定し、計画目標年度、計画人口・計画汚水量等の計画諸元についても令和2年度に見直しが行われました。

(資料13)

資料13 流域関連公共下水道全体計画

項目		既計画(H27年度)	見直し計画(R2)
計画目標年度		令和7年度	令和17年度
計画行政人口	(人)	17,560	14,988
計画面積	(ha)	935	838
計画人口	(人)	16,800	14,100
計画汚水 (m ³ /日)	日平均	6,568	5,559
	日最大	8,085	6,832
流域下水道への流入水質 (mg/l)	BOD	220	208
	COD	123	115
	SS	171	175
	T-N	34.6	40.8
	T-P	4.7	5.5
処理区分	7処理分区(上之郷、御嵩町、古屋敷、中、伏見、上恵土、金山第3)		

資料：上下水道課

(3) 下水道の整備状況

流域公共下水道の整備状況の推移は、資料14のとおりです。

前計画において流域関連公共下水道の整備及び接続を促進することで整備面積（供用開始面積）を879haと見込んでいます。令和4年度の供用開始面積は558haですので、見込んだ面積に届かないことが予測されます。

また、処理区以内人口は16,260人を見込んでいます。令和4年度の処理区域内人口は13,808人ですので、処理区域内人口も見込んだ人数に届かないことが予測されます。

資料14 流域関連公共下水道の普及・整備状況・処理区域内人口の推移

	H26	H28	H30	R2	R4
総人口 (人)	18,856	18,557	18,283	18,058	17,694
供用開始面積 (ha)	543	545	551	556	558
処理区域内人口 (人)	12,523	12,299	13,806	14,076	13,808
接続人口 (人)	10,433	10,542	10,745	10,903	10,939
普及率(※1) (%)	66.4	66.3	75.5	77.9	78.0
接続率(※2) (%)	82.3	85.0	77.8	77.5	79.2

$$\text{※1普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{総人口}}$$

$$\text{※2接続率} = \frac{\text{接続人口}}{\text{総人口}}$$

資料：上下水道課

(4) 浄化槽等の整備状況

合併処理浄化槽の整備状況の推移は、資料15のとおりです。

前計画において公共下水道の整備の拡大により、今後、合併処理浄化槽による処理人口は減少すると見込み、合併処理浄化槽処理人口を872人と見込んでいます。令和4年度の合併処理浄化槽人口は3,182人ですので、見込んだ人数に届かないことが予測されます。

資料15 合併処理浄化槽人口の推移と設置状況

項目	H26	H28	H30	R2	R4
合併処理浄化槽人口 (人)	3,353	3,395	3,616	3,440	3,182
浄化槽 (基)	977	982	968	957	941
単独処理浄化槽 (基)	439	425	403	388	368
合併処理浄化槽 (基)	538	557	565	569	573

資料：上下水道課

2-3 水質の現況及び動向

(1) 町内河川の環境基準の水域類型

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目については、河川の利用目的により、水域毎にAAからEまでの6段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌数の5項目について、類型毎に基準値が定められています。

可児川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を受けており、本町を流れる水域はB類型の基準値が適用されます。また、支流については、「水域の類型」が指定されていませんが、可児川のB類型の流域に合流しているため、B類型の基準を適用します。（資料16）

資料16 生活環境項目環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100 mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100 mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100 mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

注1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料 : 環境省

(2) 町内河川における水質の現況及び動向

ア 水質調査

本町では、資料17に示す調査場所で河川の水質調査を毎年行っています。

資料17 主な河川の水質調査場所



区分		地点番号	地点名
可児川本流	上流域	①	鬼岩公園内
支流	↓	②	津橋川
支流		③	切木川
支流		④	平芝川
可児川本流		中流域	⑤
支流	↓	⑥	唐沢川
支流		⑦	真名田川
支流		⑧	比衣川
支流		⑨	山田川
可児川本流	下流域	⑩	石森橋

イ 可児川本流の水質調査

調査の結果、BOD、SS及びDOは環境基準値を満足しました。石森橋のpHの基準値超過は一時的なものと考えられ、pHは環境基準値を満足する結果となりました。大腸菌群数で評価していた過去の結果では、環境基準値を超過していた地点が、大腸菌数で評価した調査では環境基準値を満足する結果となりました。

上流域から下流域にかけての変動を見ると、徐々に値が高くなる傾向がみられました。(資料18)

資料18 河川水質調査結果の平均値(可児川本流)

地点番号	地点名	項目	H26	H28	H30	R2	R4
①	鬼岩公園内	pH	6.8~7.4	7.3~7.5	7.0~7.7	7.1~7.4	7.4~7.4
		BOD	0.5	1.6	2.0	1.6	1.6
		SS	2	2	4	3	3
		DO	10	11	11	11	12
		大腸菌数	<u>8,300</u>	2,300	<u>7,100</u>	<u>7,500</u>	60
⑤	木ノ下橋	pH	<u>7.6~8.8</u>	<u>7.8~8.9</u>	<u>7.7~8.8</u>	7.5~7.8	8.3~8.3
		BOD	0.6	0.8	1.0	1.6	1.2
		SS	12	2	2	3	5
		DO	11	11	11	12	12
		大腸菌数	49,000	8,000	9,100	16,000	500
⑩	石森橋	pH	7.6~8.7	7.6~7.9	7.9~8.4	7.5~7.8	<u>9.0~9.0</u>
		BOD	0.7	1.1	1.5	1.3	1.8
		SS	4	2	2	6	8
		DO	10	11	11	11	12
		大腸菌数	<u>11,000</u>	<u>9,200</u>	<u>5,600</u>	<u>37,000</u>	200

注1) BOD、SS、DOの単位はmg/L、pHは無単位です。

注2) 令和4年度、環境基準から「大腸菌群数」の項目が削除され、「大腸菌数」とされました。そのため、「大腸菌数」の経年変化について、令和2年度までは「大腸菌群数」の値を参考として掲載しました。この場合、「大腸菌数」の単位はCFU/100mLで、数値は最大値です。また、「大腸菌群数」の単位はMPN/100mLです。

注3) BODは75%値です。

注4) pHについては、範囲(最小~最大)です。

注5) 二重下線はB類型の環境基準を超えた数値です。

注6) 「大腸菌群」のB類型の環境基準値は5,000MPN/100mL以下です。

資料 : 環境汚染総合調査

ウ 可児川支流の水質調査

調査の結果、SS及びDOは環境基準値を満足しました。平芝川のpHが環境基準値を満足しない年もありましたが、山田川以外のpHは良好な結果でした。平芝川以外のBODは、環境基準を満足しました。大腸菌群数で評価していた過去の結果では、環境基準値を超過していた地点が、大腸菌数で評価した調査では真名田川を除いて環境基準値を満足する結果となりました。

御嵩町の各支流は、流量が少ないことから、生活雑排水の影響を大きく受けやすいと考えられます。そのため、各家庭や企業に注意を促すとともに、公共下水道への加入及び合併浄化槽の普及促進をする必要があると考えます。

(資料19)

資料19 河川水質調査結果の平均値(可児川支流)

地点 番号	採水場所	項目	H26	H28	H30	R2	R4
②	津橋川	pH	7.2~7.5	7.4~7.4	7.1~7.6	7.2~7.3	7.4~7.4
		BOD	0.5	0.5	0.6	1.0	1.0
		SS	1	1	2	4	4
		DO	11	10	11	12	12
		大腸菌数	1,400	4,700	4,300	<u>46,000</u>	120
③	切木川	pH	7.2~7.4	7.4~8.0	7.2~7.7	7.3~7.6	7.3~7.4
		BOD	0.5	0.9	0.6	0.9	1.1
		SS	3	3	3	2	3
		DO	10	11	11	12	12
		大腸菌数	<u>5,400</u>	<u>7,400</u>	<u>23,000</u>	<u>44,000</u>	500
④	平芝川	pH	7.9~8.4	<u>7.7~9.6</u>	7.6~7.9	7.7~8.2	7.5~7.7
		BOD	1.7	2.3	<u>5.4</u>	<u>5.3</u>	<u>3.1</u>
		SS	5	5	4	6	5
		DO	10	10	10	11	11
		大腸菌数	4,200	<u>6,100</u>	<u>26,000</u>	<u>12,000</u>	160
⑥	唐沢川	pH	<u>7.8~8.9</u>	7.4~7.6	7.3~7.6	7.2~7.4	6.8~7.2
		BOD	0.5未満	0.5	1.0	0.5	0.5未満
		SS	2	2	3	2	2
		DO	9.9	9.7	10	11	11
		大腸菌数	2,700	2600	21,000	<u>30,000</u>	42
⑦	真名田川	pH	7.3~7.5	7.5~7.7	7.5~8.5	7.7~8.0	7.4~8.1
		BOD	1.2	1.4	1.8	1.4	1.3
		SS	3	4	4	4	17
		DO	11	11	10	11	11
		大腸菌数	<u>15,000</u>	<u>67,000</u>	<u>66,000</u>	<u>290,000</u>	<u>2,400</u>

地点 番号	採水場所	項目	H26	H28	H30	R2	R4
⑧	比衣川	pH	6.9~7.1	7.1~7.2	<u>7.0~8.8</u>	6.9~7.2	6.9~7.3
		BOD	0.6	0.9	0.9	1.3	0.9
		SS	2	3	2	2	5
		DO	8.8	9.2	9.5	9.6	11
		大腸菌数	<u>5,900</u>	<u>7,800</u>	<u>7,300</u>	<u>6,500</u>	63
⑨	山田川	pH	<u>8.9~9.6</u>	<u>8.4~8.9</u>	<u>9.0~9.8</u>	<u>7.5~10.1</u>	<u>7.5~9.6</u>
		BOD	1.2	1.0	1.7	1.8	1.4
		SS	3	3	4	2	3
		DO	11	12	11	12	12
		大腸菌数	2,000	<u>6,900</u>	<u>23,000</u>	<u>39,000</u>	290

注1) BOD、SS、DOの単位はmg/L、pHは無単位です。

注2) 令和4年度、環境基準から「大腸菌群数」の項目が削除され、「大腸菌数」とされました。そのため、「大腸菌数」の経年変化について、令和2年度までは「大腸菌群数」の値を参考として掲載しました。この場合、「大腸菌数」の単位は CFU/100 mLで、数値は最大値です。また、「大腸菌群数」の単位は MPN/100mLです。

注3) BODは75%値です。

注4) pHについては、範囲(最小~最大)です。

注5) 二重下線はB類型の環境基準を超えた数値です。

注6) 「大腸菌群」のB類型の環境基準値は 5,000MPN/100mL以下です。

資料 : 環境汚染総合調査

(3) 水生生物調査の経年変化

カワゲラウオッチングとして、小中学生や水質団体等の参加により、可児川流域で水生生物調査を行っています。水生生物調査結果の経年変化を資料20に示します。

資料20 水生生物調査の経年変化

年度	河川・地点名	水質階級	出現した指標生物
H26	可児川 (西田)	Ⅱ (少し汚い水)	2:オオシマトビケラ●、ヒラタドロムシ類●、4:アメリカザリガニ
	可児川 (美佐野)	Ⅰ (きれいな水)	1:サワガニ○、ヒラタカゲロウ類●、3:シマイシビル●
H27	可児川 (西田)	Ⅳ (大変汚い水)	1:ナガレトビケラ●、ヒラタカゲロウ類○、2:カワニナ類○、コオニヤンマ○、3:シマイシビル○、4:アメリカザリガニ●、エラミミズ●
	可児川 (美佐野)	Ⅱ (少し汚い水)	1:サワガニ○、ヒラタカゲロウ類●、2:コオニヤンマ○、コガタシマトビケラ○、ヒラタドロムシ●
H28	可児川 (御嵩橋下)	Ⅱ (少し汚い水)	1:ヤマトビケラ類○、2:カワニナ類○、コオニヤンマ○、コガタシマトビケラ●、ヒラタドロムシ●、3:タニシ類○、シマイシビル○
	可児川 (美佐野)	Ⅰ (きれいな水)	1:カワゲラ類○、サワガニ○、ヨコエビ類●、2:カワニナ類○
H29	可児川	河川増水のため未実施	
H30	可児川 (御嵩橋下)	Ⅱ (少し汚い水)	1:カワゲラ類●、2:オオシマトビケラ●、カワニナ類○、ヒラタドロムシ○
	可児川 (美佐野)	Ⅰ (きれいな水)	1:カワゲラ類○、サワガニ●、ヤマトビケラ○、2:コオニヤンマ○、ヒラタドロムシ●
R1	可児川 (御嵩橋下)	Ⅱ (少し汚い水)	1:ヘビトンボ○、ヤマトビケラ類●、ヨコエビ○、2:カワニナ類●、ゲンジボタル○、コオニヤンマ●、ヒラタドロムシ○、3:シマイシビル○、4:アメリカザリガニ○
	津橋川 (美佐野橋下)	Ⅱ (少し汚い水)	1:カワゲラ類○、サワガニ●、ナガレトビケラ○、ヒラタカゲロウ類○、ヤマトビケラ類●、2:オオシマトビケラ○、コオニヤンマ●、コガタシマトビケラ○
R2	未実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施	

年度	河川・地点名	水質階級	出現した指標生物
R3	可児川 (御嵩橋下)	I (きれいな水)	1:カワゲラ類●、ヒラタカゲロウ類●、ヘビトンボ●、 2:コオニヤンマ●、ヒラタドロムシ類●、3:シマイシビ ル●、4:アメリカザリガニ●
	津橋川 (美佐野橋下)	II (少し汚い水)	1:カワゲラ類○、サワガニ●、ナガレトビケラ●、2:カ ワニナ類○、コオニヤンマ●、ヤマトシジミ●、3:タニ シ類●
R4	可児川	河川増水のため未実施	
	津橋川	II (少し汚い水)	1:サワガニ●、2:カワニナ類●、コオニヤンマ○

注1) ●多く発見、○発見

注2) 判定方法

一番多くの指標生物が見つけれられた階級をその地点の水質階級とします。

資料 : 環境省 HP 「全国水生生物調のページ」、環境モデル都市推進室

(4) 魚の生息環境

水生生物調査時には、水のきれいな環境に生息する絶滅危惧種Ⅱ類であるアカザなどが確認されています。

第3章 生活排水対策推進計画の目標

3-1 前計画目標数値等の達成状況

(1) 生活排水処理率

前計画における計画目標値に対する現状(資料11)は、79.8%です。計画目標として設定していた目標値96%以上を達成しないことが予測されます。

(2) 水質

ア 環境目標値

前計画における計画目標値に対する現状(資料18)は、可児川本流においてBOD 2 mg/L以下です。また、可児川支流において平芝川以外はBOD 2 mg/L以下です。計画目標として設定していた目標値、可児川本流BOD 2 mg/L以下及び可児川支流BOD 2 mg/L以下をほぼ達成することが予測されます。

イ 水生生物調査

前計画における計画目標値に対する現状(資料20)は、水質階級Ⅱです。計画目標として設定していた目標値、水質階級がⅡ以上は達成することが予測されます。

(3) 魚の生息環境

前計画における計画目標値に対する現状(2-3(4))は、水生生物調査時には、絶滅危惧種Ⅱ類であるアカザなどが確認されています。計画目標として設定していた目標値、「アカザなどが生息できる環境にすること」は達成することが予測されます。

(4) 総括

(1)~(3)までの前計画の計画目標を達成できないことが予測されることから、本計画の目標達成のためには、引き続き生活排水処理施設の整備推進などが必要です。

3-2 生活排水対策の基本理念

生活排水対策推進計画により、地域の特性を映し出すともいえる可児川を軸に、町民、事業者、町が、それぞれの責務を理解し、協力して、水環境について共通の目標を持って取り組んでいくことが重要となっています。

これらは、前計画から変わらないことであり、今後も継続して取り組んでいく必要があります。そのため、前計画から引き継いだ基本理念「ふれあいたくなる川を育む 環境のまち みたけ」を本計画の基本理念に踏襲し、生活排水対策を町民や関係者ととともに進めていくこととします。

3-3 生活排水対策の基本方針

下水道などの生活排水処理施設の整備促進及び台所排水などの発生源対策の普及啓発を効果的に推進するために、基本方針を次のように定めます。

- (1) 汚水処理施設整備構想及び流域関連公共下水道全体計画に基づく目標年度までの下水道区域における下水道の整備完了を目指します。
- (2) 下水道の供用開始区域においては、早期の接続を促進します。
- (3) 下水道に接続するために既存の単独処理浄化槽を撤去する場合における補助金を交付します。
- (4) 広報紙、FMらら、回覧、町ホームページ、地域のイベント等において下水道への接続を促す啓発活動を実施します。
- (5) 下水道整備地域外については、合併処理浄化槽への転換を進めます。
- (6) 生活排水対策推進計画の内容について、住民に理解を求めるとともに下水道などの生活排水処理施設の整備などを円滑に推進するために計画の普及啓発に努めます。
- (7) 生活排水対策推進計画は、社会情勢の変化など見直しの必要性が生じたときは、中間年度において見直しを行うこととします。

3-4 計画の目標

(1) 生活排水処理率

生活排水処理率を98.9%以上にすること。

(2) 水質

ア 町内の河川における水質測定の平均値が次の環境目標値を満足すること。

可児川本流 : BOD 2mg/L以下

可児川支流 : BOD 2mg/L以下

イ 町内の河川における水生生物調査で水質階級がⅡ以上

(3) 魚の生息環境

アカザなどが生息できる環境を維持すること

3-5 計画の達成年次

令和15年度

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

4-1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

下水道の整備及び下水道への接続並びに合併処理浄化槽への転換により生活排水処理率の向上を目指します。

4-2 下水道を整備する区域及び整備計画

流域関連公共下水道全体計画に基づき、下水道の整備を行います。

4-3 合併処理浄化槽を整備する区域

下水道整備計画区域外では、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。

(1) 本町では生活雑排水の処理対策として、合併処理浄化槽設置に対して補助制度を設けており、未処理や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

資料21 整備面積並びに生活排水処理形態別人口及び処理率の現況と見込み

(単位:人)

区 分	現況 (R4年度)	本計画 中間 (R10年度)	本計画 目標 (R15年度)	全体計画 目標 (R17年度)
流域公共下水道整備面積(ha)	558	690	800	838
計画処理区域内人口 ①	17,694	16,208	15,346	14,988
水洗化人口 ②	15,164	15,719	15,329	14,988
生活排水処理人口 ③	14,121	15,199	15,182	14,988
(1)流域関連公共下水道人口	10,939	14,336	14,163	14,100
(2)合併処理浄化槽人口	3,182	973	1,019	888
単独処理浄化槽人口	1,043	520	147	0
非水洗化人口	2,530	489	17	0
くみ取り人口	2,530	489	17	0
水洗化率(%) (②/①)	85.7	97.0	99.9	100.0
生活排水処理率(%) (③/①)	79.8	93.8	98.9	100.0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

注1)流域関連公共下水道全体計画(「全体計画」という。)の目標年度である令和17年度に、水洗化率100%になるものとして作成

注2)本計画中間及び本計画目標の数値は、全体計画目標の数値からの推計値

4-4 施設整備による水質改善効果

生活排水処理施設の整備計画によって、令和15年度におけるBOD汚濁負荷量の削減量は資料22のとおり、令和4年度に比べて90%の削減になると見込まれます。

前計画において計画目標年度（令和5年度）には約83%の削減になると見込んでいます。前計画の現況（平成24年度）の負荷量合計は221.2kg/日でしたので、令和4年度現在の負荷削減量は39.1kg/日となり、平成24年度に比べて約18%の削減になります。

資料22 汚濁負荷(BOD負荷)の削減効果

	排出負荷量 原単位 (g/人・日)	BOD(単位:kg/日)		
		現況 (令和4年度)	目標 (令和15年度)	負荷 削減量
公共下水道	—			
合併処理浄化槽	10.9	34.7	11.1	23.6
単独処理浄化槽	44.3	46.2	6.5	39.7
くみ取り	40.0	101.2	0.7	100.5
合計	—	182.1	18.3	163.8
負荷量削減率	—	90.0%		

※排出負荷量原単位について

排出負荷量原単位は「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 平成27年1月国土交通省水管理・国土保全局下水道部」を参考に以下の値とした。

- ・合併処理浄化槽:10.9g/人・日
- ・単独処理浄化槽+未処理雑排水:44.3g/人・日
- ・(し尿収集処理)+未処理雑排水:40.0g/人・日

※公共下水道の汚濁負荷が0の理由

公共下水道は各務原市内の各務原浄化センターにて汚水処理され木曾川に放流されている。本町内に処理水が排出されないため、汚濁負荷は0としている。

※単独処理浄化槽の排出負荷量原単位について

単独処理浄化槽はし尿のみ処理され、その他の生活雑排水は未処理であるため、単独処理浄化槽排出負荷量原単位と未処理雑排水排出負荷量原単位を足した44.3g/人・日を採用している。

※くみ取りし尿の排出負荷量原単位について

くみ取りし尿は美濃加茂市内の緑ヶ丘クリーンセンターにて汚水処理され木曾川に放流されている。本町内に処理水が排出されないため、し尿の汚濁負荷としては0としている。ただし生活雑排水は未処理であるため、未処理雑排水排出負荷量原単位の40.0g/人・日を採用している。

※汚濁負荷量の算出方法について

汚濁負荷量はP.22の各処理形態別人口に各処理形態別排出負荷量原単位を乗じて算出している。

※負荷量削減率の算出方法について

負荷量削減率は「100-目標(令和15年度)の負荷量合計/現況(令和4年度)の負荷量合計×100」にて算出している。

第5章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

5-1 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針

生活排水対策を推進していくためには、住民・事業者・町がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが必要です。このためには、町民、事業者、町がお互いに理解を深め、共通の目標に向けて協力することが重要です。啓発活動を通じて、社会全体で行動することが当たり前になるまで取り組んでいきます。

(1)生活排水処理施設の整備状況を勘案した町民の責務並びに事業者及び町の責務を明確化した情

報の提供とPRを図ります。

(2)生活排水対策や水環境保全に関する必要な情報を適切に収集・整理し、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

(3)水環境を育む行動の普及と活動への支援を推進します。

第6章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項

6-1 関係部局間の連携に関する事

関係課と連携して計画を推進していきます。

6-2 関係市町村の連携に関する事

可児川流域1町2市（御嵩町・多治見市・可児市）と連携し、計画を推進していきます。

6-3 関係する他の計画との調整に関する事

御嵩町第五次総合計画後期基本計画

御嵩町環境基本計画第三次改訂版

第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）（中間見直し）

流域関連公共下水道全体計画